# 医療機関の類型と県内の状況

第2回医療観光研究会資料

### 1. 病院と診療所

			病床数	県内医科施設数	県内歯科施設数
=☆⊪	表示	無床診療所	0床	1, 004	544
記力	<b>寮所</b>	有床診療所	1~19床	60	_
病	院		20床以上	83	

※へき地診療所医科 35か所歯科 1か所

### 2. 病院の種類

	民間	<b>社人医康治(库哈</b>	公的病院		八六年哈	业业产生士城产
	病院	社会医療法人病院	特定機能病院		公立病院	地域医療支援病院
役割	医療の	救急医療、災害医療、へき地 医療、小児医療、周産期医療 のうち1つ以上の医療を実施	技術の開発・評価、高度医療		救急医療、災害医療、へ き地医療、小児医療、周 産期医療など地域医療を 実施	地域医療を担うかかりつけ医等を支援する機能・紹介患者に対する医療・救急医療・医療機器の共同利用・地域の医療従事者に対する研修
主な要件		役割に応じて要件を規定	紹介率の規定(他の医療機 関から紹介された患者に対し 医療を提供する)			
施設数	57	5 (全て民間病院)	1	7	13	5 ※重複
施設名		貴志川リハビリテーション病院 山本病院 北出病院 角谷整形外科病院 角谷リハビリテーション病院	県立医科大学附属病院	日赤和歌山医療センター 和歌山労災病院 済生会和歌山病院 済生会有田病院 和歌山病院 南和歌山医療センター 県立医科大学附属紀北分院	橋本市民病院 公南医療センター 国保野上原病院 海保野上原子 有保野上原院 国保市立病院 国保市高総合病院 国保すさみ病院 国保すさか病院 くしもと町町立浦温泉病院 が開立と療センター 県立こころの医療センター 紀南こころの医療センター	日赤和歌山医療センター 和歌山労災病院 和歌山病院 南和歌山医療センター 新宮市立医療センター
その他 の特色		固定資産税免除 一定の収益事業実施可能	大学の設置者は県	設置者により付加機能	自治体が設置者	診療報酬上に加算あり

# 県の医療の現状と課題

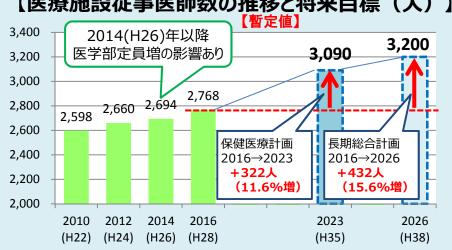


#### 【医療需要の将来推計(人/日)】

	(人/日)	2013年度の 医療需要	2025年における医療需要	増減数 (増減率)
	県計	8,149	8,089	<b>▲</b> 60 ( <b>▲</b> 1%)
	和歌山	4,055	4,193	138 (+3%)
保	那賀	786	833	47 (+6%)
健	橋本	568	623	55 (+10%)
医療	有田	487	432	<b>▲</b> 55 ( <b>▲</b> 11%)
圏	御坊	597	566	<b>▲</b> 31 ( <b>▲</b> 5%)
別	田辺	1,073	940	<b>▲</b> 133 ( <b>▲</b> 12%)
	新宮	583	502	<b>▲</b> 81 ( <b>▲</b> 14%)

出典:和歌山県地域医療構想

#### 【医療施設従事医師数の推移と将来目標(人)】



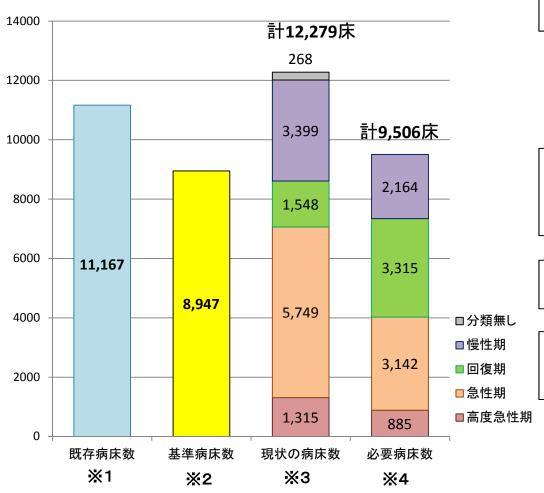
出典:~2016 医師·歯科医師·薬剤師調査

#### 【医師の働き方改革等の影響】

- ・医師の時間外労働規制が設定された場合、救急等の当直体制を維持するために大幅な人員増が必要
- ・国の検討会において、全国レベルの医師需給推計が行われており、医学部定員の減員に向けた議論がスタート

# 将来予 測 新たな課題

## 和歌山県内病床数の状況について



※1「既存病床数」とは、病床の開設・増床許可を行う際に、基準病床数と比較し、病床過剰地域か否かを判断する際の基準となる病床数。H30.3.31現在

(※) 「既存病床数」算定時には、特定患者が入院する 「**重症心身障害児施設の病床」**や、「平成18年以前許可 有床診療所の病床」は病床数に参入されない特例措置が設 けられている。→ このため、「既存病床数」と「現状病床 数」との差が生じる。

※2「基準病床数」とは、医療法の規定に基づき、病床整備の基準として、医療計画において定める病床数「既存病床数」が「基準病床数」を上回る圏域においては、原則として病床の新設・増床が制限される。H30.3現在

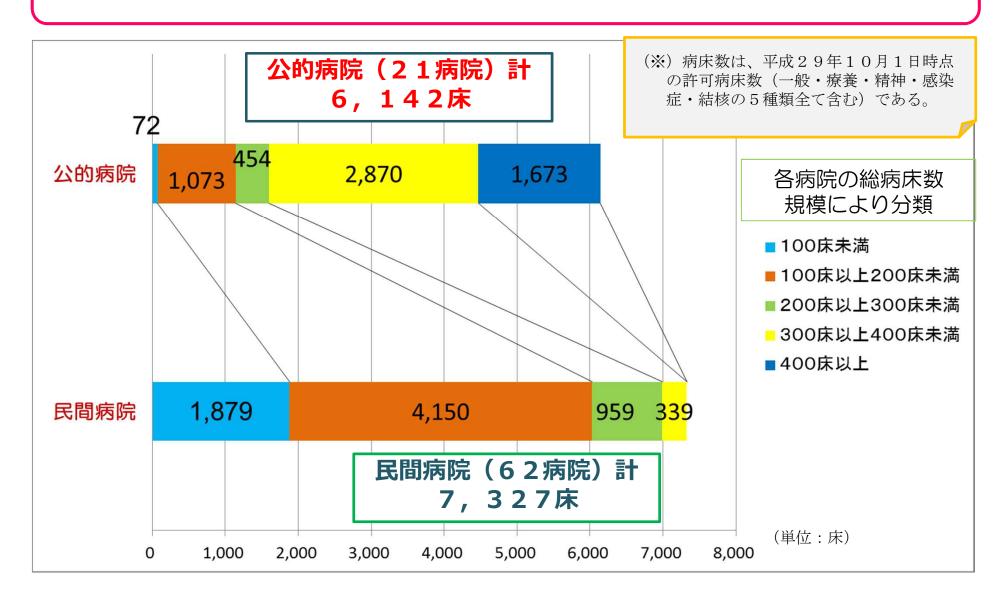
※3「現状の病床数」とは、「病床機能報告」制度に基づき報告された現時点の病床数。H29.7.1現在

※4「必要病床数」とは、医療法の規定に基づき地域医療構想において定める「病床の機能区分ごとに定める将来 の病床の必要量」。2025年時点

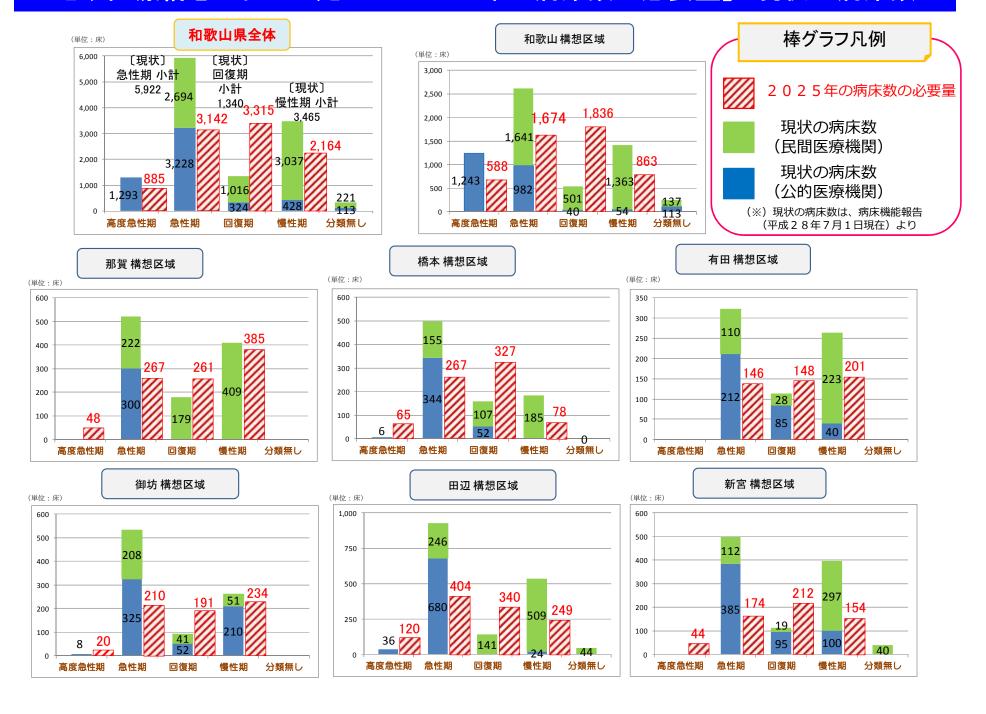
本県では、各医療圏において、 基準病床数<既存病床数のため 病床の新設・増床が制限される

### 病床数規模からみた和歌山県内公的・民間病院の状況について

和歌山県内病院の状況を見ると、病院数では『公的:民間=約1:3』であるが、 病床数で比較すると公的病院の病床数が全体の約46%を占める



## 地域医療構想において定めた「2025年の病床数の必要量」と現状の病床数



#### 県内救急医療体制の状況について

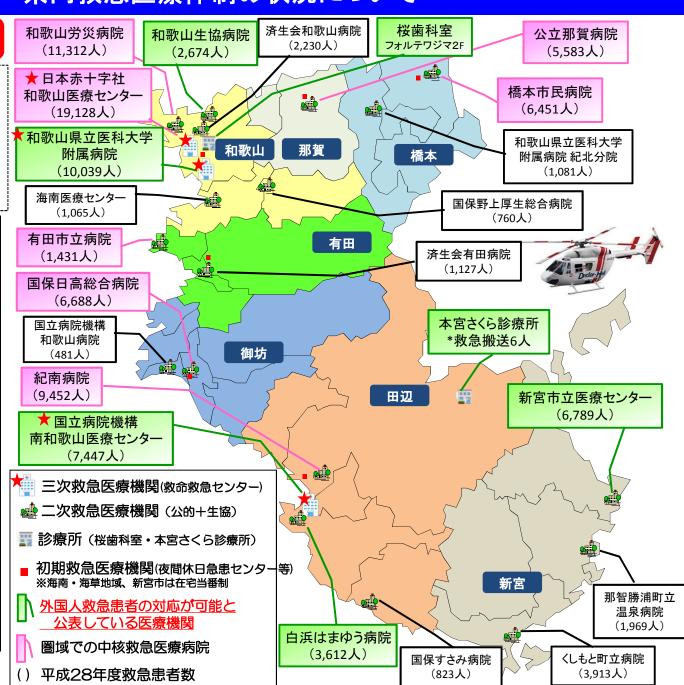
#### 県内救急医療体制

県内の7つの医療圏において、

- •1次(初期救急)
- ・2次(入院治療)の体制を整備
- ・全県的な3次救急医療機関として、 県立医大、日赤和歌山医療セン ター、南和歌山医療センターが重症 患者の治療を実施

圏域	病院名	病床数 (床)	常勤医師数(人)
和歌山	日赤和歌山医療センター	873	162
	和歌山労災病院	303	83
	和歌山県立医科大学附属病院	800	392
	和歌山生協病院	149	15
	済生会和歌山病院	200	27
	海南医療センター	150	26
	国保野上厚生総合病院	254	17
	桜歯科室(*)	_	1
那賀	公立那賀病院	304	51
橋本	橋本市民病院	300	48
	紀北分院	104	14
有田	有田市立病院	157	23
ηщ	済生会有田病院	184	20
御坊	国保日高総合病院	378	45
IM-9J	和歌山病院	288	12
	南和歌山医療センター	316	51
	紀南病院	356	78
田辺	白浜はまゆう病院	258	19
	国保すさみ病院	72	5
	本宮さくら診療所(*)	0	1
新宮	新宮市立医療センター	304	43
	くしもと町立病院	130	11
	那智勝浦町立温泉病院	120	8

病床数:平成30年4月1日時点 医務課調べ 常勤医師数:平成29年7月1日時点 病床機能報告 \*はH30年8月1日時点 医務課調べ



## 医療観光を進める上での意見(野尻私見)

#### 医療観光を進める上で注意するべきこと

- ①公的、公立病院は地域医療の要であり、その役割に支障をきたないこと
- ②社会医療法人についても税制上の優遇を受けており、同様であること
- ③外国人のみを対象した医療観光ではなく、県民も享受するものであること
- 従って、(1)医療観光を医療(治療)に焦点をあてる場合は、
  - 基本は、民間病院を中心とする
  - (2)健康増進については、医療と観光の連携が可能
    - ・外国人が何を望んでいるのか明確にする必要がある
    - 宿泊型の健康増進・健康指導は可能性がある 関係職種:医師、保健師、管理栄養士、理学療法士

今後、特に治療を伴う医療観光を行う場合は、地域医療に支障を来さないような 仕組みづくり(規制)が必要